ＴＣＡ Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ

平成１８年　９月１５日
基礎的電気通信役務支援機関
TCA 社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）制度に係る
①　番号単価の公表
②　交付金の額及び、交付方法並びに負担金の額及び負担方法についての総務大臣への認可申請
について

社団法人電気通信事業者協会は、本日（平成１８年９月１５日）ユニバーサルサービス制度に係る番号単価について、９月８日開催の諮問委員会(構成員名簿は別添のとおり）の答申を受け、下記１のとおり算定したのでお知らせします。

併せて、電気通信事業法第１０９条第１項に基づき、交付金の額及び交付方法についての認可申請を、また、同法第１１０条第２項に基づき負担金の額及び負担方法についての認可申請をそれぞれ本日、総務大臣に行いました。この認可申請の概要は、下記２及び３のとおりです。

記

１　番号単価について

電気通信事業法第１０９条第１項及び第１１０条第２項に基づきユニバーサルサービス制度に係る交付金、負担金の額を算定し、交付、徴収の所要の手続きを行うため、平成１８年９月８日開催の支援業務諮問委員会の答申を受け、平成１９年１月から６月まで適用される番号単価を以下のとおり算定しました。

番号単価は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、それぞれＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本という）が提供するユニバーサルサービスの確保のために支援機関が各負担事業者から負担金を徴収する際に用いる、１電話番号当たりの負担金の月額単価をいいます。

この番号単価に基づいて、平成１９年１月以降、ご利用になる電話番号の数に応じた費用が各電話会社からユニバーサルサービス支援機関であります当協会を通じて、ＮＴＴ東日本・西日本に支払われることになります。

なお、平成１９年７月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して、半年に１回見直しを行う予定です。

（１）番号単価

１電話番号当たり　７円／月　（ＮＴＴ東日本・西日本の合算番号単価）

（内訳）
NTT東日本に係る番号単価 ： 1電話番号当たり 3．49551360円／月
NTT西日本に係る番号単価 ： 1電話番号当たり 3．50448640円／月

（２）番号単価の算定方法等

別紙１及び別添資料のとおりです。

２　交付金の額及び交付の方法の認可申請について

各適格電気通信事業者（ＮＴＴ東日本・西日本）の交付金の額及び交付方法について、以下の内容で認可申請を行いました（申請書の概要は別紙２のとおりです。）。

（１）交付金の額の算定（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第５条第１項）

ア　ＮＴＴ東日本
〇ＮＴＴ東日本の交付金額＝ＮＴＴ東日本の補てん対象額
― ＮＴＴ東日本の算定自己負担額

イ　ＮＴＴ西日本
〇ＮＴＴ西日本の交付金額＝ＮＴＴ西日本の補てん対象額
― ＮＴＴ西日本の算定自己負担額

参考　ＮＴＴ東日本・西日本の補てん対象額は、下表のとおりです。

	ＮＴＴ東日本	ＮＴＴ西日本
加入電話に係る加入者回線（基本料） （算定規則第５条第１項第１号に係るもの）	6,057,632,760 円	5,953,660,125 円
加入電話に係る緊急通報 （算定規則第５条第１項第２号に係るもの）	48,149,395 円	35,068,281 円
第一種公衆電話に係るもの （算定規則第５条第１項第３号に係るもの）	1,473,460,938 円	1,609,970,216 円
合　計	7,579,243,093 円	7,598,698,622 円

（２）交付方法

ア 交付手段
・交付金の交付は、銀行振込により行うものとする。

イ 交付金額の通知

・平成１９年４月から平成２０年３月（予定）までの間、毎月、ＮＴＴ東日本・西日本に対して、交付金額の通知を行う。

ウ 交付金の交付期限

・毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

エ 各月の交付金の計算方法

各接続電気通信事業者等から徴収した各月の負担金の額から、以下の計算方法に従い、ＮＴＴ東日本・西日本ごとの各月の交付金の額を計算する。

〇平成１９年４月から平成２０年２月までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

＝ 各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額＋支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

〇認可申請書には、この他に平成２０年３月に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金額の計算方法等についても記載している。

３ 負担金の額及び負担の方法の認可申請について

負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び負担方法について、以下の内容で認可申請を行いました（申請書の概要は、別紙３のとおりです。）。

（１）負担金の額の算定（算定規則第２７条第１項）

ア 各接続電気通信事業者等の負担金の額は、ＮＴＴ東日本・西日本ごとに算定する。

イ 以下の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定する。

(ｱ) 前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超える事業者

(ｲ) 平成 18 年度において、当該電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している事業者

（２）各接続電気通信事業者等の負担金の額

平成 18 年総務省告示第 429 号に定める方法に従って算定するＮＴＴ東日本・西日本ごとの番号単価に、第 27 条第 4 項により総務大臣から通知される当該接続電気通信事業者等の各月末の算定対象電気通信番号の数をそれぞれ乗じる等して得た額とする。

（上記の算定にあたり、整数未満の端数があるときは、四捨五入、また、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数を算定対象電気通信番号の総数で除した値は、小数点以下 7 位未満を四捨五入）。

（３）その他負担金の算定に係る申請事項

その他の負担事業者の負担額が電気通信事業法施行令第２条に定める限度割合（３％）を超えることとなる場合の取り扱い、及び適格電気通信事業者が同じ規定に該当となった場合の取り扱いについて申請書に記載している。

（４）負担金の徴収方法及び納付期限

ア 負担金の納付手段

・負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

イ 負担金額の通知

・負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

①各月の負担金の額

②納付期限

③納付する口座名義・口座番号

・負担金額の通知については、平成１９年１月から１２月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額を、それぞれ金額の確定する平成１９年４月以降毎月行うこととする。

ウ 負担金の納付期限

・毎月の負担金額の通知の日の属する月の２５日までとする。

エ 延滞金の納付

・納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日１万分の４の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

関連する内容につきまして、当協会の以下のホームページにも掲載しております。

http://www.tca.or.jp/universalservice/

別紙１

番号単価の算定方法等

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第２７条に基づき定められている総務省告示（平成１８年総務省告示第４２９号）により、以下のとおり算定しております。

$$\text{・合算番号単価} = \frac{\text{（ＮＴＴ東日本・西日本の補てん対象額の合計額 ＋支援機関の支援業務に係る費用の額）}}{\text{平成１８年６月末の算定対象電気通信番号の総数}} \div \text{１２月}$$

$$= \frac{\text{（１５，１７７，９４１，７１５円 ＋１２３，５３６，０００円）}}{\text{１７９，２０９，５３３番号}} \div \text{１２月}$$

≒ ７．１１５２６４０２４０円

⇒ ７円（整数未満四捨五入）

$$\text{・ＮＴＴ東日本に係る番号単価} = \text{合算番号単価} \times \frac{\text{ＮＴＴ東日本の補てん対象額}}{\text{ＮＴＴ東日本・西日本の補てん対象額の合計額}}$$

$$= \text{７円} \times \frac{\text{７，５７９，２４３，０９３円}}{\text{１５，１７７，９４１，７１５円}}$$

≒３．４９５５１３６０円（小数点以下８位未満四捨五入）

$$\text{・ＮＴＴ西日本に係る番号単価} = \text{合算番号単価} \times \frac{\text{ＮＴＴ西日本の補てん対象額}}{\text{ＮＴＴ東日本・西日本の補てん対象額の合計額}}$$

$$= \text{７円} \times \frac{\text{７，５９８，６９８，６２２円}}{\text{１５，１７７，９４１，７１５円}}$$

≒ ３．５０４４８６４０円（小数点以下８位未満四捨五入）

＊ 平成１９年７月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して、半年に１回見直しを行う予定です。

＊ ＮＴＴ東日本とＮＴＴ西日本の番号単価

番号単価については、ＮＴＴ東日本に係る番号単価が３．４９５５１３６０円、ＮＴＴ西日本に係る番号単価が３．５０４４８６４０円と算出され、その合計額が７円

となっています。これは、算定規則で交付金及び負担金の額は、適格電気通信事業者ごとに算定することとなっている（第５条及び第２７条）ため、番号単価についても適格電気通信事業者ごとに異なります。

支援機関である社団法人電気通信事業者協会では、これらの関係規定に基づき、各接続電気通信事業者等から徴収する毎月の負担金の額を算定するにあたっては、適格電気通信事業者（ＮＴＴ東日本・西日本）ごとに異なる番号単価を用いて計算することになります。

参考

○　番号単価算定の基礎となっている金額及び番号数についての説明

１　ＮＴＴ東日本・西日本の補てん対象額

（１）ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の範囲は、電気通信事業法施行規則第１４条で規定されていますが、補てんの対象となるユニバーサルサービスの具体的な範囲は、次のとおりです。

① 加入電話
①－１　加入者回線の維持等に係る基本料部分
①―２　加入電話に係る１１０番、１１８番、１１９番の緊急通報

②第一種公衆電話（市街地ではおおむね５００ｍ四方に１台、それ以外の地域ではおおむね１ｋｍ四方に１台を基準として、社会生活上の安全等のためにＮＴＴ東日本・西日本に設置が義務付けられている公衆電話）から利用可能な
②－１　市内通信
②－２　離島特例通信
②－３　１１０番、１１８番、１１９番の緊急通報

（２）ユニバーサルサービスは、「国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国の提供が確保されるべきもの」と電気通信事業法第７条で定められ、ＮＴＴ東日本・西日本がユニバーサルサービス提供事業者である適格電気通信事業者として指定を受けています。

（３）番号単価算定の基礎となっているＮＴＴ東日本・西日本の補てん対象額とは、この①及び②のサービス提供に係る経費のうち、以下の額を対象とします。

●加入電話
①－１の加入者回線（基本料）にかかる補てん対象額は、ベンチマーク方式により、全国の高コスト上位４．９％の回線について、全国平均のコスト水準を上回る費用を対象としており、①－２の緊急通報は、当該地域の警察・消防等の指令センタまでの繋ぎ込み回線の費用を対象としています。

●第一種公衆電話
上記②－１　～　②－３ の補てん対象額は全国の第一種公衆電話に係る費用と収入の差額を対象として赤字額約４６億円のうち、約３１億円が対象と

なっております。

以上により、加入電話及び第一種公衆電話に係る赤字額の合計約５１８億円のうちの補てん対象額の合計は、約１５２億円（正確には 15,177,941,715 円）となっております。

２　支援機関の支援業務に係る費用の額

社団法人電気通信事業者協会の支援業務に係る費用の額の平成１８年度予算額（平成１８年３月３１日総務大臣認可）を計上しております。

３　平成１８年６月末の算定対象電気通信番号数

①負担金の納付事業者は

・電気通信事業法施行令第２条に規定する電気通信役務の売上高が１０億円を超える電気通信事業者

であって

・総務大臣から指定を受けた電気通信番号（算定規則別表１１に掲げる電気通信番号に限る。）を最終利用者に付与している電気通信事業者

となっております。

②従って算定対象電気通信番号の総数は、

・電気通信事業報告規則第９条に基づき総務大臣に提出された、平成１７年度の電気通信役務の売上高が１０億円を超える事業者５６社の平成１８年６月末の稼動番号の総数です。

以　上

別紙２

交付金の額及び交付方法に関する認可申請書の概要

電気通信事業法第 109 条第 1 項の規定により、交付金の額及び交付方法の認可を受けるため、次のとおり申請しました。

１　交付金の額

東日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$= Ce - \sum_{t=1}^{n-1}[Pet \cdot Et] - \{Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft}[Pet \cdot Nit] \right) - \sum_{t=1}^{n-1}[Pet \cdot Et]\} \cdot En / Mn$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔＝15,177,941,715 円〕

Ceは、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔＝7,579,243,093 円〕

Sは、支援機関事務費の額〔＝123,536,000 円〕

nは、最終算定月〔＝１２月予定〕

tは、各月（平成１９年１月～最終算定月）

Etは、t月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Enは、n月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nitは、t月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（iは、1～Ftまでの整数値をとる）

Mnは、n月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Petは、t月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として平成１９年４月に修正し、同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成１９年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.49551360 円／月・番号〕

西日本電信電話株式会社に対する
交付金の額

$$= Cw - \sum_{t=1}^{n-1}[Pwt \cdot Wt] - \{Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft}[Pwt \cdot Nit] \right) - \sum_{t=1}^{n-1}[Pwt \cdot Wt]\} \cdot Wn / Mn$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔＝15,177,941,715 円〕
Cwは、西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔＝7,598,698,622 円〕
Sは、支援機関事務費の額〔＝123,536,000 円〕
nは、最終算定月〔＝１２月予定〕
tは、各月（平成１９年１月～最終算定月）
Wtは、t月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数
Wnは、n月（最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ftは、t月の負担事業者数
Nitは、t月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（iは、1～Ftまでの整数値をとる）
Mnは、n月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
Pwtは、t月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として平成１９年４月に修正し、同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成１９年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.50448640 円／月・番号〕

※　各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（３％）を超える場合の交付金の額は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第 5 条第 2 項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※　端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
　また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

２　交付方法

⑴　交付手段

交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負うものとする。

⑵　交付金額の通知

平成１９年４月から最終算定月の３箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金額の通知を行う。

⑶　交付金の交付期限

毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

⑷　各月の交付金の額の計算方法

①平成１９年４月から最終算定月の２箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

＝　負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額＋支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

②最終算定月の３箇月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

＝　（負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額　－　平成１９年４月から最終算定月の２箇月後までに負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額）

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額＋支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

ただし、各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（３％）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「算定規則第５条第２項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が

最大となっているもので調整する。

⑸　交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第２２条第１項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第２項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

⑹　交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援機関事務経費用の口座に限定する。
③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

別紙３

負担金の額及び徴収方法に関する認可申請書の概要

電気通信事業法第 110 条第 2 項の規定により、負担金の額及び徴収方法の認可を受けるため、次のとおり申請しました。

１　負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定）

以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定

①　前年度の電気通信事業収益が１０億円を超える事業者

②　平成１８年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第１１に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

東日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$=\sum_{t=1}^{n-1}[Pet\cdot Nt]+\{Ce+S\cdot Ce\ /\ C-\sum_{t=1}^{n-1}\ (\sum_{i=1}^{Ft}[Pet\cdot Nit])-\sum_{t=1}^{n-1}[Pet\cdot Et]\}\cdot Nn\ /Mn$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔＝15,177,941,715 円〕

Ceは、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔＝7,579,243,093 円〕

Sは、支援機関事務費の額〔＝123,536,000 円〕

nは、最終算定月〔＝１２月予定〕

t は、各月（平成１９年１月～最終算定月）

Etは、t月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nitは、t月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（iは、1～Ftまでの整数値をとる）

Ntは、t月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（Ntは、N_1t, N_2t, …, $N_{Ft}t$のうちの対応する値）

Nnは、n月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（Nnは、N_1n, N_2n, …, $N_{Ft}n$のうちの対応する値）

Mnは、n月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象

電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、*t* 月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として平成１９年４月に修正し、同年７月の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成１９年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.49551360 円／月・番号〕

西日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$=\sum_{t=1}^{n-1}\left[Pwt\cdot Nt\right]+\{Cw+S\cdot Cw\ /\ C-\sum_{t=1}^{n-1}\ (\sum_{i=1}^{Ft}[Pwt\cdot Nit])-\sum_{t=1}^{n-1}[Pwt\cdot Wt]\}\cdot Nn/Mn$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔＝15,177,941,715 円〕

Cw は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔＝7,598,698,622 円〕

S は、支援機関事務費の額〔＝123,536,000 円〕

n は、最終算定月（＝１２月予定）

t は、各月（平成１９年１月～最終算定月）

Wt は、*t* 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、*t* 月の負担事業者数

Nit は、*t* 月における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（*i* は、1～*Ft* までの整数値をとる）

Nt は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（*Nt*は、N_1t, N_2t, …, $N_{Ft}t$のうちの対応する値をとる）

Nn は、*n* 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（*Nn*は、N_1n, N_2n, …, $N_{Ft}n$のうちの対応する値）

Mn は、*n* 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）.

Pwt は、*t* 月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として平成１９年４月に修正し、同年７月以降から最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成１９年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.50448640 円／月・番号〕

※　各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電

気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（３％）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※　各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（３％）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※　端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

２　徴収方法

(1)　納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

(2)　負担金額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

①　各接続電気通信事業者等の負担金の額

②　負担金の納付期限

③　負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金額の通知については、平成１９年１月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する平成１９年４月以降毎月行うこととする。

(3)　負担金の納付期限

毎月の負担金額の通知の日の属する月の２５日までとする。

(4)　延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日１万分の４の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

⑸　負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること

② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援機関事務経費用の口座に限定する。

③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）

④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

ユニバーサルサービス制度における番号単価の算定方法について

平成１８年９月１５日

社団法人 電気通信事業者協会
支援業務室

1．ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補てん対象額の算定について

・ＬＲＩＣモデルに従って算定されたユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づき、補てん対象額を算定。

①加入電話・基本料

＜補てん対象額の算定方法＞
高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数における全国平均を上回る原価　＜ベンチマーク方式＞

（提供エリア全体の収益・原価〔億円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	（参考）加入電話回線数（万回線）
		管理部門	利用部門	計		
ＮＴＴ東日本	5,195	3,735	1,745	5,480	▲284	2,402
ＮＴＴ西日本	5,208	3,946	1,787	5,733	▲525	2,460
合　計	10,404	7,681	3,532	11,213	▲809	4,862

（補てん対象の高コスト4.9%エリアの原価〔百万円〕）

	補てん対象地域の実績原価（算定対象原価）	全国平均コスト水準による原価（平均原価）	平均原価を上回る額	（参考）加入電話回線数（万回線）
ＮＴＴ東日本	28,346（2,444円/月・回線）	22,288（1,922円/月・回線）	6,058（522円/月・回線）	96.6 <2.0%>
ＮＴＴ西日本	38,608（2,272円/月・回線）	32,654（1,922円/月・回線）	5,954（350円/月・回線）	141.6 <2.9%>
合　計	66,953（2,342円/月・回線）	54,942（1,922円/月・回線）	12,011（420円/月・回線）	238.2 <4.9%>

補てん対象額

高コストから順に4.9%を抽出

（参考）加入電話基本料の補てん対象額算定の仕組み

②加入電話・緊急通報

＜補てん対象額の算定方法＞
基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価

（提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	（参考）加入電話回線数（万回線）
		管理部門	利用部門	計		
ＮＴＴ東日本	—	535	2	537	▲537	2,402
ＮＴＴ西日本	—	452	1	453	▲453	2,460
合　計	—	988	3	990	▲990	4,862

（補てん対象の高コスト4.9%エリアの原価〔百万円〕）

	補てん対象地域に相当する原価	（参考）加入電話回線数（万回線）
ＮＴＴ東日本	48	96.6 <2.0%>
ＮＴＴ西日本	35	141.6 <2.9%>
合　計	83	238.2 <4.9%>

補てん対象額

③第一種公衆電話（市内通信）

＜補てん対象額の算定方法＞
「原価－収益」の収支差額

（提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			原価－収益（＝赤字額）	（参考）第一種公衆電話台数（台）
		管理部門	利用部門	計		
ＮＴＴ東日本	1,818	3,054	234	3,289	1,470	57,983
ＮＴＴ西日本	969	2,423	149	2,571	1,603	50,672
合　計	2,788	5,477	383	5,860	3,073	108,655

補てん対象額

④第一種公衆電話（離島特例通信）

＜補てん対象額の算定方法＞
「原価－収益」の収支差額

（提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			原価－収益（＝赤字額）	（参考）第一種公衆電話台数（台）
		管理部門	利用部門	計		
ＮＴＴ東日本	3	5	0	5	2	12,919
ＮＴＴ西日本	5	10	1	11	6	2,614
合　計	8	15	1	16	8	15,533

補てん対象額

⑤第一種公衆電話・緊急通報

＜補てん対象額の算定方法＞
「原価－収益」の収支差額

（提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			原価－収益（＝赤字額）	（参考）第一種公衆電話台数（万台）
		管理部門	利用部門	計		
ＮＴＴ東日本	―	1	0	1	1	57,983
ＮＴＴ西日本	―	1	0	1	1	50,672
合　計	―	2	0	2	2	108,655

補てん対象額

2．番号単価の算定

・補てん対象額に支援機関事務費を加算した額を、電気通信番号の利用数で除すことにより、各事業者が負担する番号単価を算定。

○補てん額

	加入電話		第一種公衆電話			合　計
	基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報	
ＮＴＴ東日本	6,058百万円	48百万円	1,470百万円	2百万円	1百万円	7,579百万円
ＮＴＴ西日本	5,954百万円	35百万円	1,603百万円	6百万円	1百万円	7,599百万円
東西計	12,011百万円	83百万円	3,073百万円	8百万円	2百万円	15,178百万円

○支援機関事務費（Ｈ１８予算額）　124百万円

○番号単価

・番号単価 ＝ 補てん対象額（15,178百万円）＋支援機関事務費（124百万円） ／ 固定電話、携帯電話、PHS、IP電話等の電話番号利用総数〔H18年6月末〕（1億7,921万番号） ÷１２月 ＝ 7.1152640240円／番号・月

番号単価　７円／番号・月
（うち、東日本分：3.49551360円
西日本分：3.50448640円）

（注）・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補てん対象額の割合で案分